

# 半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(501037)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【主要な設備の状況】	23
2 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
(1) 【株式の総数等】	24
【株式の総数】	24
【発行済株式】	24
(2) 【新株予約権等の状況】	24
(3) 【ライツプランの内容】	28
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	28
(5) 【大株主の状況】	29
(6) 【議決権の状況】	30
【発行済株式】	30
【自己株式等】	30
2 【株価の推移】	30
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	30
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表等】	32
(1) 【中間連結財務諸表】	32
【中間連結貸借対照表】	32

【中間連結損益計算書】	33
【中間連結株主資本等変動計算書】	34
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	37
【事業の種類別セグメント情報】	63
【所在地別セグメント情報】	63
【国際業務経常収益】	63
(2) 【その他】	64
2 【中間財務諸表等】	65
(1) 【中間財務諸表】	65
【中間貸借対照表】	65
【中間損益計算書】	66
【中間株主資本等変動計算書】	67
(2) 【その他】	80
第6 【提出会社の参考情報】	81
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	82
監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月11日

【中間会計期間】 第147期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

【会社名】 株式会社横浜銀行

【英訳名】 The Bank of Yokohama, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 小川 是

【本店の所在の場所】 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

【電話番号】 (045)225-1111（大代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室 室長 前川 洋二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋2丁目8番2号  
株式会社横浜銀行東京支店

【電話番号】 (03)3272-4171（大代表）

【事務連絡者氏名】 副支店長 高橋 和博

【縦覧に供する場所】 株式会社横浜銀行東京支店  
（東京都中央区日本橋2丁目8番2号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	平成18年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	116,537	125,743	144,001	246,043	260,784
連結経常利益	百万円	45,852	51,553	56,174	102,769	108,810
連結中間純利益	百万円	29,139	31,333	34,645	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	60,852	66,289
連結純資産額	百万円	621,694	721,593	757,355	680,342	761,677
連結総資産額	百万円	10,461,821	10,746,746	11,489,706	10,802,190	11,402,180
1株当たり純資産額	円	442.05	483.80	519.70	484.27	514.61
1株当たり中間純利益	円	20.65	22.34	24.97	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	43.18	47.41
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	20.63	22.29	24.92	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	43.08	47.28
自己資本比率	%	-	6.2	6.1	-	6.2
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.93	10.45	10.79	11.00	11.19
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	270,279	969	191,948	329,590	286,041
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	185,577	93,078	237,324	55,675	270,592
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	35,521	43,882	29,595	13,547	67,163
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	423,658	304,623	220,476	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	-	-	-	256,402	204,697
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,817 [4,022]	4,048 [4,047]	4,404 [4,205]	3,745 [3,969]	4,015 [4,014]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第145期中	第146期中	第147期中	第145期	第146期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	113,978	122,938	141,865	240,192	255,361
経常利益	百万円	44,960	50,390	55,814	101,166	106,861
中間純利益	百万円	28,623	31,294	34,092	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	60,255	65,800
資本金	百万円	214,944	215,305	215,526	215,179	215,481
発行済株式総数	千株	普通株式 1,407,329	普通株式 1,405,811	普通株式 1,392,673	普通株式 1,405,303	普通株式 1,392,506
純資産額	百万円	622,126	676,885	711,320	680,544	716,152
総資産額	百万円	10,265,509	10,498,980	11,122,456	10,536,209	11,079,951
預金残高	百万円	9,092,126	9,300,356	9,654,952	9,435,603	9,827,028
貸出金残高	百万円	7,850,550	8,133,184	8,447,762	8,124,729	8,114,450
有価証券残高	百万円	1,263,018	1,307,060	1,413,199	1,362,042	1,668,026
1株当たり配当額	円	普通株式 -	普通株式 3.50	普通株式 5.00	普通株式 9.00	普通株式 10.00
自己資本比率	%	-	6.4	6.3	-	6.4
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.89	10.42	10.80	10.94	11.08
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,935 [361]	3,121 [370]	3,752 [356]	2,905 [355]	3,454 [367]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 第145期(平成18年3月)の1株当たり配当金のうち2.00円は特別配当であります。

6. 第146期(平成19年3月)の1株当たり配当金のうち3.00円は特別配当であります。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社のうち、浜銀ファイナンス株式会社は、株式の追加取得により持分法適用関連会社から連結子会社に変更になりました。その他の主要な関係会社については、異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社は次のとおりであります。  
浜銀ファイナンス株式会社

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	4,404 [4,205]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,381人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	3,752 [356]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員368人を含んでおりません。  
なお、取締役を兼任しない執行役員11人を含んでおります。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,637人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ・業績

当中間連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、景気は底堅い内外需に支えられて引き続き緩やかな回復軌道をたどりました。すなわち、米国景気の減速を受けて対米輸出が弱含む一方で、対欧州や対アジアを中心に輸出は堅調に推移しました。また、設備投資は勢いを弱めながらも、潤沢なキャッシュ・フローを背景に増加基調を維持しました。個人消費についても、住民税負担の増加や長梅雨の影響などにより一時弱含みましたが、雇用情勢の着実な改善を背景に総じて底堅い動きを示しました。ただ、夏場以降は、米国のサブプライムローン問題をきっかけに内外の株式市場が振れの大きい展開となり、景気の先行きに対する不透明感がやや強まりました。

金融面を見ますと、日本銀行の追加利上げ観測を背景に、短期金利は夏場に向けて緩やかに上昇しました。一方、長期金利は、米国の長期金利上昇などを背景に、一時水準を切り上げました。ただ、夏場には米国のサブプライムローン問題に端を発した信用不安から安全資産としての国債に資金が流入し、長期金利は低下しました。

神奈川県経済につきましては、全国と同様、緩やかな景気回復が続きました。すなわち、県内3港の輸出が中国などアジア向けや中東など資源国向けを中心に増勢を維持し、また設備投資が自治体の誘致策などを背景に堅調に推移するとともに、個人消費も雇用・所得情勢の改善を受けて総じて底堅い動きとなりました。

こうした経済金融環境のもとで、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」の実現を目指し、当グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、公共部門を中心とする季節的要因により、当中間連結会計期間中に1,711億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9兆6,262億円となりました。このうち、定期性預金は当中間連結会計期間中に1,386億円増加し、当中間連結会計期間末残高は3兆2,359億円となりました。

貸出金は、個人並びに中小企業を中心に取引拡大に努めました結果、当中間連結会計期間中に2,671億円増加し、当中間連結会計期間末残高は8兆3,821億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中に2,593億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆4,109億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中に876億円増加し、当中間連結会計期間末残高は11兆4,897億円となりました。

損益につきましては、貸出金利息を中心に資金運用収益が大幅に増加したことなどから、経常収益は前中間連結会計期間に比べ182億5千8百万円増加し、1,440億1百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息を中心に資金調達費用が増加したことなどから、前中間連結会計期間に比べ136億3千7百万円増加し、878億2千7百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間は、経常利益が前中間連結会計期間に比べ46億2千1百万円増加し、561億7千4百万円に、中間純利益が前中間連結会計期間に比べ33億1千2百万円増加し、346億4千5百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末の国内基準による自己資本比率は、10.79%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している当行及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

#### ・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、貸出金の増加などにより、1,919億4千8百万円の支出（前中間連結会計期間は9億6千9百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却・償還などにより、2,373億2千4百万円の収入（前中間連結会計期間は930億7千8百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、自己株式取得や配当金の支払いなどにより295億9千5百万円の支出（前中間連結会計期間は438億8千2百万円の支出）となりました。

また、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ841億4千7百万円減少し、2,204億7千6百万円となりました。

## (1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前年同期比75億93百万円増加して891億44百万円、役務取引等収支は、前年同期比10億89百万円増加して216億55百万円、特定取引収支は、前年同期比1億61百万円増加して5億29百万円、その他業務収支は、前年同期比9億50百万円減少して32億82百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	80,944	606	-	81,551
	当中間連結会計期間	88,537	606	-	89,144
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	87,569	606	606	87,569
	当中間連結会計期間	107,173	606	606	107,173
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	6,625	-	606	6,018
	当中間連結会計期間	18,636	-	606	18,029
役務取引等収支	前中間連結会計期間	20,569	3	-	20,566
	当中間連結会計期間	21,657	2	-	21,655
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	23,887	0	-	23,887
	当中間連結会計期間	25,142	-	-	25,142
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,318	3	-	3,321
	当中間連結会計期間	3,485	2	-	3,487
特定取引収支	前中間連結会計期間	368	-	-	368
	当中間連結会計期間	529	-	-	529
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	407	-	-	407
	当中間連結会計期間	533	-	-	533
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	39	-	-	39
	当中間連結会計期間	4	-	-	4
その他業務収支	前中間連結会計期間	4,232	-	-	4,232
	当中間連結会計期間	3,282	-	-	3,282
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	4,746	-	-	4,746
	当中間連結会計期間	4,818	-	-	4,818
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	514	-	-	514
	当中間連結会計期間	1,535	-	-	1,535

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

## (2) 国内・海外別資金運用 / 調達 の 状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、有価証券及び預け金を中心に前年同期比5,030億74百万円増加して10兆4,213億48百万円となりました。受取利息は前年同期比196億4百万円増加して1,071億73百万円となり、この結果、利回りは前年同期比0.29%上昇して2.05%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前年同期比5,272億30百万円増加して10兆1,412億42百万円となりました。支払利息は前年同期比120億11百万円増加して180億29百万円となり、この結果、利回りは前年同期比0.23%上昇して0.35%となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,919,274	87,569	1.76
	当中間連結会計期間	10,422,348	107,173	2.05
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,247,143	77,154	1.86
	当中間連結会計期間	8,217,662	89,757	2.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,198,042	6,615	1.10
	当中間連結会計期間	1,446,438	8,164	1.12
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	57,657	279	0.96
	当中間連結会計期間	146,731	3,190	4.33
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	3,084	1	0.11
	当中間連結会計期間	1,281	3	0.60
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	298,053	1,274	0.85
	当中間連結会計期間	316,926	2,094	1.31
うち預け金	前中間連結会計期間	80,810	865	2.13
	当中間連結会計期間	260,101	2,138	1.63
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,655,012	6,625	0.13
	当中間連結会計期間	10,182,247	18,636	0.36
うち預金	前中間連結会計期間	9,305,651	4,182	0.08
	当中間連結会計期間	9,624,606	12,867	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	92,822	32	0.06
	当中間連結会計期間	178,178	460	0.51
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	139,710	159	0.22
	当中間連結会計期間	267,664	679	0.50
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	134	0	0.49
うち借入金	前中間連結会計期間	62,516	790	2.52
	当中間連結会計期間	71,653	643	1.79

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

## 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	41,000	606	2.95
	当中間連結会計期間	41,005	606	2.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	41,000	606	2.95
	当中間連結会計期間	41,000	606	2.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	0	-	-
	当中間連結会計期間	5	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

（注）1．海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．「海外」とは、海外連結子会社であります。

3．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,960,274	42,000	9,918,274	88,176	606	87,569	1.76
	当中間連結会計期間	10,463,353	42,005	10,421,348	107,780	606	107,173	2.05
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,288,143	41,000	8,247,143	77,761	606	77,154	1.86
	当中間連結会計期間	8,258,662	41,000	8,217,662	90,364	606	89,757	2.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,198,042	1,000	1,197,042	6,615	-	6,615	1.10
	当中間連結会計期間	1,446,438	1,000	1,445,438	8,164	-	8,164	1.12
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	57,657	-	57,657	279	-	279	0.96
	当中間連結会計期間	146,731	-	146,731	3,190	-	3,190	4.33
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	3,084	-	3,084	1	-	1	0.11
	当中間連結会計期間	1,281	-	1,281	3	-	3	0.60
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	298,053	-	298,053	1,274	-	1,274	0.85
	当中間連結会計期間	316,926	-	316,926	2,094	-	2,094	1.31
うち預け金	前中間連結会計期間	80,810	0	80,810	865	-	865	2.13
	当中間連結会計期間	260,107	5	260,101	2,138	-	2,138	1.63
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,655,012	41,000	9,614,012	6,625	606	6,018	0.12
	当中間連結会計期間	10,182,247	41,005	10,141,242	18,636	606	18,029	0.35
うち預金	前中間連結会計期間	9,305,651	0	9,305,651	4,182	-	4,182	0.08
	当中間連結会計期間	9,624,606	5	9,624,601	12,867	-	12,867	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	92,822	-	92,822	32	-	32	0.06
	当中間連結会計期間	178,178	-	178,178	460	-	460	0.51
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	139,710	-	139,710	159	-	159	0.22
	当中間連結会計期間	267,664	-	267,664	679	-	679	0.50
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	134	-	134	0	-	0	0.49
うち借入金	前中間連結会計期間	62,516	41,000	21,516	790	606	183	1.70
	当中間連結会計期間	71,653	41,000	30,653	643	606	36	0.23

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

２．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務及び証券関連業務を中心に前年同期比12億55百万円増加して251億42百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前年同期比1億66百万円増加して34億87百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前年同期比10億89百万円増加して216億55百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	23,887	0	-	23,887
	当中間連結会計期間	25,142	-	-	25,142
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	8,925	-	-	8,925
	当中間連結会計期間	9,126	-	-	9,126
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,746	-	-	5,746
	当中間連結会計期間	5,631	-	-	5,631
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	3,731	-	-	3,731
	当中間連結会計期間	5,195	-	-	5,195
うち代理業務	前中間連結会計期間	791	-	-	791
	当中間連結会計期間	639	-	-	639
うち保護預り・貸金 庫業務	前中間連結会計期間	14	-	-	14
	当中間連結会計期間	8	-	-	8
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,891	-	-	1,891
	当中間連結会計期間	1,928	-	-	1,928
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,318	3	-	3,321
	当中間連結会計期間	3,485	2	-	3,487
うち為替業務	前中間連結会計期間	975	-	-	975
	当中間連結会計期間	985	-	-	985

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

## (4) 国内・海外別特定取引の状況

## 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は、その他の特定取引収益を中心に前年同期比1億26百万円増加して5億33百万円となりました。

一方、特定取引費用は、特定金融派生商品費用が前年同期比35百万円減少して4百万円となりました。

この結果、特定取引収支は前年同期比1億61百万円増加して5億29百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	407	-	-	407
	当中間連結会計期間	533	-	-	533
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	359	-	-	359
	当中間連結会計期間	313	-	-	313
うちその他の特定 取引収益	前中間連結会計期間	48	-	-	48
	当中間連結会計期間	219	-	-	219
特定取引費用	前中間連結会計期間	39	-	-	39
	当中間連結会計期間	4	-	-	4
うち特定金融派生 商品費用	前中間連結会計期間	39	-	-	39
	当中間連結会計期間	4	-	-	4

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

## 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は、その他の特定取引資産が前年同期比199億80百万円増加しましたが、商品有価証券が前年同期比305億32百万円減少し、全体では前年同期比110億4百万円減少して582億97百万円となりました。

一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に、前年同期比4億78百万円減少して24億18百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	69,301	-	-	69,301
	当中間連結会計期間	58,297	-	-	58,297
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	39,464	-	-	39,464
	当中間連結会計期間	8,932	-	-	8,932
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	1	-	-	1
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	2,843	-	-	2,843
	当中間連結会計期間	2,394	-	-	2,394
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	26,991	-	-	26,991
	当中間連結会計期間	46,971	-	-	46,971
特定取引負債	前中間連結会計期間	2,896	-	-	2,896
	当中間連結会計期間	2,418	-	-	2,418
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	8	-	-	8
	当中間連結会計期間	1	-	-	1
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	2,888	-	-	2,888
	当中間連結会計期間	2,417	-	-	2,417

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	9,272,214	-	0	9,272,214
	当中間連結会計期間	9,626,279	-	6	9,626,273
うち流動性預金	前中間連結会計期間	6,082,423	-	-	6,082,423
	当中間連結会計期間	6,197,829	-	-	6,197,829
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,055,005	-	-	3,055,005
	当中間連結会計期間	3,235,998	-	-	3,235,998
うちその他	前中間連結会計期間	134,785	-	0	134,785
	当中間連結会計期間	192,452	-	6	192,445
譲渡性預金	前中間連結会計期間	75,619	-	-	75,619
	当中間連結会計期間	170,852	-	-	170,852
総合計	前中間連結会計期間	9,347,833	-	0	9,347,833
	当中間連結会計期間	9,797,131	-	6	9,797,125

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金  
4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	8,133,609	100.00	8,382,181	100.00
製造業	901,124	11.08	946,418	11.29
農業	6,939	0.09	4,834	0.06
林業	78	0.00	54	0.00
漁業	5,863	0.07	5,884	0.07
鉱業	3,288	0.04	4,825	0.06
建設業	293,916	3.61	312,922	3.73
電気・ガス・熱供給・水道業	12,295	0.15	12,115	0.14
情報通信業	62,343	0.77	68,963	0.82
運輸業	352,418	4.33	345,111	4.12
卸売・小売業	681,000	8.37	708,427	8.45
金融・保険業	353,237	4.34	267,796	3.19
不動産業	1,083,846	13.33	1,143,156	13.64
各種サービス業	908,176	11.17	885,337	10.56
地方公共団体	82,490	1.01	79,121	0.94
その他	3,386,594	41.64	3,597,214	42.93
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	8,133,609	-	8,382,181	-

- (注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成18年9月30日現在及び平成19年9月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	533,035	-	-	533,035
	当中間連結会計期間	544,758	-	-	544,758
地方債	前中間連結会計期間	71,336	-	-	71,336
	当中間連結会計期間	88,029	-	-	88,029
社債	前中間連結会計期間	360,607	-	-	360,607
	当中間連結会計期間	447,254	-	-	447,254
株式	前中間連結会計期間	258,310	-	-	258,310
	当中間連結会計期間	258,477	-	-	258,477
その他の証券	前中間連結会計期間	86,367	-	1,000	85,367
	当中間連結会計期間	73,441	-	1,000	72,441
合計	前中間連結会計期間	1,309,658	-	1,000	1,308,658
	当中間連結会計期間	1,411,962	-	1,000	1,410,962

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

( 単体情報 )

( 参考 )

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 ( 単体 )

	前中間会計期間 ( 百万円 ) ( A )	当中間会計期間 ( 百万円 ) ( B )	増減 ( 百万円 ) ( B ) - ( A )
業務粗利益	102,204	110,228	8,024
経費 ( 除く臨時処理分 ) ( )	44,088	47,689	3,601
人件費 ( )	15,539	17,967	2,428
物件費 ( )	25,345	26,447	1,102
税金 ( )	3,203	3,275	72
実質業務純益	58,115	62,539	4,424
一般貸倒引当金繰入額 ( )	280	948	1,228
業務純益	58,395	61,590	3,195
うち国債等関係損益	539	1,225	1,764
臨時損益	8,005	5,776	2,229
不良債権処理額 ( )	13,142	7,593	5,549
貸出金償却 ( )	9,636	8,207	1,429
個別貸倒引当金繰入額 ( )	3,364	619	3,983
延滞債権等売却損 ( )	81	4	77
その他 ( )	59	-	59
株式等関係損益	6,707	3,466	3,241
その他の臨時損益	1,570	1,649	79
経常利益	50,390	55,814	5,424
特別損益	1,424	606	818
固定資産処分損益	352	48	400
減損損失 ( )	24	-	24
その他	-	713	713
償却債権取立益	1,801	1,271	530
税引前中間純利益	51,814	56,420	4,606
法人税、住民税及び事業税 ( )	18,492	26,704	8,212
法人税等調整額 ( )	2,028	4,375	6,403
中間純利益	31,294	34,092	2,798
与信費用	12,862	8,541	4,321
実質与信費用	11,061	7,270	3,791

( 注 ) 1. 業務粗利益 = ( 資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用 ) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費 ( 除く臨時処理分 )

3. 業務純益 = 実質業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 国債等関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

8. 与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額

9. 実質与信費用 = 与信費用 - 償却債権取立益

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.71	1.93	0.22
（イ）貸出金利回	1.86	2.16	0.30
（ロ）有価証券利回	0.98	1.06	0.08
(2) 資金調達原価	0.96	1.14	0.18
（イ）預金等利回	0.04	0.21	0.17
（ロ）外部負債利回	0.35	0.48	0.13
(3) 総資金利鞘	0.75	0.79	0.04

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
実質業務純益ベース	17.12	17.52	0.40
業務純益ベース	17.21	17.25	0.04
中間純利益ベース	9.22	9.55	0.33

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	9,300,356	9,654,952	354,596
預金（平残）	9,333,334	9,653,740	320,406
貸出金（未残）	8,133,184	8,447,762	314,578
貸出金（平残）	8,246,641	8,250,169	3,528

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	7,178,670	7,442,033	263,363
法人	1,785,709	1,883,220	97,511
公金	258,436	243,352	15,084
金融機関	75,181	86,346	11,165
合計	9,297,998	9,654,952	356,954

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	3,380,890	3,591,908	211,018
住宅ローン残高	3,053,403	3,254,776	201,373
その他ローン残高	327,487	337,132	9,645

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	6,514,707	6,831,414	316,707
総貸出金残高	百万円	8,133,184	8,447,762	314,578
中小企業等貸出金比率	/ %	80.10	80.87	0.77
中小企業等貸出先件数	件	387,333	384,751	2,582
総貸出先件数	件	388,305	385,774	2,531
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.75	99.73	0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引動定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	5	42	6	96
信用状	272	3,097	245	2,991
保証	1,903	116,245	2,085	108,775
計	2,180	119,386	2,336	111,863

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,305	215,526
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	176,925	177,142
	利益剰余金	208,573	252,317
	自己株式( )	6,564	18,231
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	5,115	7,069
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	44,785	45,273
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	704	508
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	-	8,531
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額( )	-	28,654
	計 (A)	633,204	627,264
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注)1	40,000
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45% 相当額		24,857	24,417
一般貸倒引当金		20,331	196
適格引当金が期待損失額を上回る額		-	-
負債性資本調達手段等		54,000	40,000
うち永久劣後債務(注)2		-	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3		54,000	40,000
計		99,188	64,614
うち自己資本への算入額 (B)	99,188	64,614	
控除項目	控除項目(注)4 (C)	4,414	36,787
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	727,977	655,091

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	6,673,199	5,455,260
	オフ・バランス取引等項目	286,492	194,017
	信用リスク・アセットの額 (E)	-	5,649,277
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	-	419,745
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	-	33,579
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	-	-
	計(E)+(F)+(H)(注)5 (I)	6,959,691	6,069,023
連結自己資本比率(国内基準)=D/I×100(%)		10.45	10.79
(参考)Tier1比率=A/I×100(%)		-	10.33

- (注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	215,305	215,526
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	176,921	177,142
	その他資本剰余金	3	-
	利益準備金	38,383	38,384
	その他利益剰余金	170,720	213,469
	その他	40,220	40,220
	自己株式( )	6,564	18,231
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	5,115	7,069
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	-	8,531
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額( )	-	34,535
	計 (A)	629,875	616,376
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注)1	40,000	40,000	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	24,857	24,417
	一般貸倒引当金	14,797	0
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	54,000	40,000
	うち永久劣後債務(注)2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	54,000	40,000
	計	93,654	64,418
	うち自己資本への算入額 (B)	93,654	64,418
控除項目	控除項目(注)4 (C)	851	41,708
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	722,679	639,085
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	6,673,703	5,337,598
	オフ・バランス取引等項目	258,494	169,075
	信用リスク・アセットの額 (E)	-	5,506,674
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	-	407,333
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	-	32,586
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た 額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて 得た額 (H)	-	-
	計(E) + (F) + (H) (注)5 (I)	6,932,197	5,914,007
単体自己資本比率(国内基準) = D / I × 100 (%)		10.42	10.80
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)		-	10.42

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

( ) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。</li> <li>(2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。</li> <li>(3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。</li> <li>(4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。</li> <li>(5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。</li> </ol> また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 支払不能証明書が交付されていないこと</li> <li>(2) 分配制限に服すること</li> <li>(3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること</li> <li>(4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと</li> </ol>
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	225	228
危険債権	1,407	1,260
要管理債権	491	543
正常債権	80,537	86,206

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

### (1) 対処すべき課題

金融界におきましては、メガバンクのリテールマーケットへの積極攻勢に加え、規制緩和の進展やゆうちょ銀行の発足などにより、各金融機関が業態を超えてサービスの質を競い合う「大競争時代」を迎えております。さらに、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化・金融の円滑化という役割を果たすことがいっそう求められております。

このような環境のなか、当行は平成19年4月に、新中期経営計画「New Horizon」を策定し、その目標達成に向けた諸施策に取り組んでおります。この計画では、お客さまのニーズに的確にお応えするための「提携を活用した機能拡充」、高度なコンサルティング能力を持った行員を育成するための「人財投資の強化」、当行が選ばれる銀行になるための「横浜ブランドの確立」の3つを基本テーマとしております。これらのテーマに対し経営資源を重点的に配分することで、業態を超えた厳しい競争に打ち勝ち、長期的には「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」となることを目指してまいります。

### (2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識の下、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的に行うことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,392,673,054	1,392,711,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)1、2
計	1,392,673,054	1,392,711,054	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 提出日現在発行数には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	562,000	556,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	804,000	794,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,094	1,088
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,094,000	1,088,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使 用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	839	827
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	839,000	827,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使 用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,003	1,999
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,003,000	1,999,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,343	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,343,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	167	1,392,673	45,455	215,526,987	45,437	177,142,919

(注) 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	114,967	8.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	64,809	4.65
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	54,815	3.93
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	36,494	2.62
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	36,494	2.62
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	36,494	2.62
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	30,901	2.21
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,710	1.91
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	18,185	1.30
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,722	1.27
計	-	437,593	31.42

(注) 1. 上記のほか、当行が保有している自己株式が22,821千株あります。

2. ドッチ・アンド・コックスが平成19年9月21日付で同年9月15日を報告義務発生日とする大量保有報告書を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ドッチ・アンド・コックス	アメリカ合衆国カリフォルニア州94104、 サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート555、40階	70,600	5.07

(6) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,821,000	-	株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,364,515,000	1,364,478	同上
単元未満株式	普通株式 5,337,054	-	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,392,673,054	-	-
総株主の議決権	-	1,364,478	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が35,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数35個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみ らい3丁目1番1号	22,821,000	-	22,821,000	1.63
計	-	22,821,000	-	22,821,000	1.63

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	924	940	921	873	875	818
最低(円)	859	870	845	806	703	711

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
現金預け金		364,972	3.40	495,673	4.31	383,330	3.36
コールローン及び買入手形		-	-	92,611	0.81	204,354	1.79
買入金銭債権		295,390	2.75	308,370	2.68	317,603	2.79
特定取引資産		69,301	0.64	58,297	0.51	82,437	0.72
有価証券	1,7,14	1,308,658	12.18	1,410,962	12.28	1,670,276	14.65
貸出金	2,3,4, 5,6,7,8	8,133,609	75.68	8,382,181	72.96	8,115,015	71.17
外国為替	6	4,058	0.04	4,904	0.04	4,399	0.04
その他資産	7	105,494	0.98	124,476	1.08	87,671	0.77
有形固定資産	9,10,11	132,872	1.24	203,276	1.77	132,125	1.16
無形固定資産		13,364	0.12	22,241	0.19	14,239	0.12
繰延税金資産		6,850	0.06	12,238	0.11	5,592	0.05
支払承諾見返		369,440	3.44	430,992	3.75	441,010	3.87
貸倒引当金		57,266	0.53	56,522	0.49	55,876	0.49
資産の部合計		10,746,746	100.00	11,489,706	100.00	11,402,180	100.00
<b>(負債の部)</b>							
預金	7	9,272,214	86.28	9,626,273	83.78	9,797,327	85.93
譲渡性預金		75,619	0.71	170,852	1.49	69,894	0.61
コールマネー及び売渡手形	7	21,037	0.20	213,600	1.86	132,391	1.16
特定取引負債		2,896	0.03	2,418	0.02	2,669	0.02
借入金	12	16,363	0.15	86,453	0.75	2,648	0.02
外国為替		188	0.00	131	0.00	36	0.00
社債	13	40,000	0.37	40,000	0.35	40,000	0.35
その他負債		204,606	1.90	138,395	1.21	125,580	1.10
役員賞与引当金		-	-	-	-	80	0.00
退職給付引当金		55	0.00	71	0.00	53	0.00
役員退職慰労引当金		-	-	829	0.01	-	-
繰延税金負債		-	-	-	-	6,446	0.06
再評価に係る繰延税金負債	9	22,730	0.21	22,333	0.19	22,363	0.20
支払承諾		369,440	3.44	430,992	3.75	441,010	3.87
負債の部合計		10,025,152	93.29	10,732,351	93.41	10,640,503	93.32
<b>(純資産の部)</b>							
資本金		215,305	2.00	215,526	1.88	215,481	1.89
資本剰余金		176,925	1.65	177,142	1.54	177,097	1.55
利益剰余金		208,573	1.94	252,317	2.19	226,678	1.99
自己株式		6,564	0.06	18,231	0.16	205	0.00
株主資本合計		594,239	5.53	626,756	5.45	619,052	5.43
その他有価証券評価差額金		49,989	0.46	53,242	0.46	65,457	0.57
繰延ヘッジ損益		79	0.00	1	0.00	8	0.00
土地再評価差額金	9	32,507	0.30	31,927	0.28	31,972	0.28
評価・換算差額等合計		82,417	0.76	85,167	0.74	97,437	0.85
少数株主持分		44,936	0.42	45,430	0.40	45,187	0.40
純資産の部合計		721,593	6.71	757,355	6.59	761,677	6.68
負債及び純資産の部合計		10,746,746	100.00	11,489,706	100.00	11,402,180	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の要約連結損 益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益	1	125,743	100.00	144,001	100.00	260,784	100.00
資金運用収益		87,569		107,173		184,117	
(うち貸出金利息)		(77,154)		(89,757)		(160,238)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,615)		(8,164)		(14,464)	
役務取引等収益		23,887		25,142		51,793	
特定取引収益		407		533		884	
その他業務収益		4,746		4,818		12,487	
その他経常収益		9,131		6,333		11,501	
経常費用	2	74,190	59.00	87,827	60.99	151,973	58.28
資金調達費用		6,018		18,029		17,047	
(うち預金利息)		(4,182)		(12,867)		(12,039)	
役務取引等費用		3,321		3,487		8,683	
特定取引費用		39		4		36	
その他業務費用		514		1,535		2,689	
営業経費		46,435		50,096		94,587	
その他経常費用		17,861		14,673		28,929	
経常利益		51,553	41.00	56,174	39.01	108,810	41.72
特別利益		2,617	2.08	3,015	2.09	4,899	1.88
特別損失		377	0.30	1,019	0.71	1,601	0.61
税金等調整前中間(当期) 純利益		53,793	42.78	58,170	40.39	112,109	42.99
法人税、住民税及び事業税		19,141	15.22	27,148	18.85	39,686	15.22
法人税等調整額		2,513	2.00	4,569	3.17	4,574	1.75
少数株主利益		804	0.64	946	0.66	1,558	0.60
中間(当期)純利益		31,333	24.92	34,645	24.05	66,289	25.42

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年 3月31日 残高 (百万円)	215,179	176,798	189,923	471	581,429
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	126	126			253
剰余金の配当(注)			12,643		12,643
役員賞与(注)			48		48
中間純利益			31,333		31,333
自己株式の取得				6,098	6,098
自己株式の処分		0		5	5
土地再評価差額金の取崩			8		8
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	126	126	18,650	6,092	12,810
平成18年 9月30日 残高 (百万円)	215,305	176,925	208,573	6,564	594,239

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計		
平成18年 3月31日 残高 (百万円)	66,396	-	32,516	0	98,912	44,557	724,899
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							253
剰余金の配当(注)							12,643
役員賞与(注)							48
中間純利益							31,333
自己株式の取得							6,098
自己株式の処分							5
土地再評価差額金の取崩							8
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	16,407	79	8	0	16,495	378	16,116
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	16,407	79	8	0	16,495	378	3,306
平成18年 9月30日 残高 (百万円)	49,989	79	32,507	-	82,417	44,936	721,593

(注) 平成18年 6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	226,678	205	619,052
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	45	45			90
剰余金の配当			9,049		9,049
中間純利益			34,645		34,645
自己株式の取得				18,037	18,037
自己株式の処分			0	11	11
土地再評価差額金の取崩			44		44
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	45	45	25,639	18,025	7,704
平成19年9月30日 残高 （百万円）	215,526	177,142	252,317	18,231	626,756

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計		
平成19年3月31日 残高 （百万円）	65,457	8	31,972	-	97,437	45,187	761,677
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							90
剰余金の配当							9,049
中間純利益							34,645
自己株式の取得							18,037
自己株式の処分							11
土地再評価差額金の取崩							44
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	12,214	10	44		12,269	243	12,026
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	12,214	10	44	-	12,269	243	4,322
平成19年9月30日 残高 （百万円）	53,242	1	31,927	-	85,167	45,430	757,355

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 （百万円）	215,179	176,798	189,923	471	581,429
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	302	302			604
剰余金の配当（注）			12,643		12,643
剰余金の配当			4,895		4,895
役員賞与（注）			48		48
当期純利益			66,289		66,289
自己株式の取得				12,240	12,240
自己株式の処分		0		12	12
自己株式の消却		3	12,491	12,494	-
土地再評価差額金の取崩			544		544
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	302	298	36,755	266	37,622
平成19年3月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	226,678	205	619,052

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日 残高 （百万円）	66,396	-	32,516	0	98,912	44,557	724,899
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							604
剰余金の配当（注）							12,643
剰余金の配当							4,895
役員賞与（注）							48
当期純利益							66,289
自己株式の取得							12,240
自己株式の処分							12
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の取崩							544
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	939	8	544	0	1,475	630	845
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	939	8	544	0	1,475	630	36,777
平成19年3月31日 残高 （百万円）	65,457	8	31,972	-	97,437	45,187	761,677

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キャ ッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		53,793	58,170	112,109
減価償却費		4,470	5,296	9,322
減損損失		24	-	24
のれん償却額		117	117	234
持分法による投資損益( )		282	215	578
貸倒引当金の増加額		4,927	411	6,318
役員賞与引当金の増加額		-	80	80
退職給付引当金の増加額		33	0	34
役員退職慰労引当金の増加額		-	829	-
資金運用収益		87,569	107,173	184,117
資金調達費用		6,018	18,029	17,047
有価証券関係損益( )		9,753	2,206	9,161
為替差損益( )		229	713	403
固定資産処分損益( )		352	47	1,412
特定取引資産の純増( )減		40,914	24,139	54,050
特定取引負債の純増減( )		2,227	251	2,454
貸出金の純増( )減		8,302	334,258	10,291
預金の純増減( )		136,165	169,413	388,948
譲渡性預金の純増減( )		33,958	100,958	28,233
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )		996	49,987	2,711
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減		10,906	93,226	129,190
コールローン等の純増( )減		29,175	135,162	197,592
コールマネー等の純増減( )		20,743	81,208	132,097
外国為替(資産)の純増( )減		1,266	504	924
外国為替(負債)の純増減( )		89	95	62
資金運用による収入		84,932	106,936	180,644
資金調達による支出		4,677	15,831	13,532
その他		86,487	20,388	31,298
小計		14,442	162,365	312,461
法人税等の支払額		15,412	29,582	26,420
営業活動によるキャッシュ・フロー		969	191,948	286,041
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		346,908	430,525	1,267,945
有価証券の売却による収入		204,784	258,094	502,264
有価証券の償還による収入		242,052	423,134	508,630
有形固定資産の取得による支出		3,252	3,313	6,634
無形固定資産の取得による支出		3,466	2,353	6,926
有形固定資産の売却による収入		-	493	-
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		-	8,149	-
その他		131	55	18
投資活動によるキャッシュ・フロー		93,078	237,324	270,592
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出		-	2,000	12,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		25,000	-	25,000
株式の発行による収入		253	90	604
配当金支払額		12,643	9,049	17,538
少数株主への配当金支払額		399	610	1,001
自己株式の取得による支出		6,098	18,037	12,240
自己株式の売却による収入		5	11	12
財務活動によるキャッシュ・フロー		43,882	29,595	67,163
現金及び現金同等物に係る換算差額		5	2	10
現金及び現金同等物の増加額		48,221	15,779	51,704
現金及び現金同等物の期首残高		256,402	204,697	256,402
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1	304,623	220,476	204,697

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 10社                      主要な会社名                      横浜信用保証株式会社                      横浜キャピタル株式会社                      なお、Yokohama Finance Cayman Limitedは、清算により当中間連結会計期間より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 5社                      非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 10社                      主要な会社名                      横浜信用保証株式会社                      横浜キャピタル株式会社                      浜銀ファイナンス株式会社                      なお、従来、持分法適用の関連会社であった浜銀ファイナンス株式会社は、株式の追加取得により当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。また、浜銀総合管理株式会社は、当中間連結会計期間より非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 6社                      非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 10社                      連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      なお、Yokohama Finance Cayman Limitedは、清算により当中間連結会計年度より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 5社                      非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社                      会社名                      浜銀ファイナンス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 5社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 1社                      会社名                      Hamagin Leasing (USA) Inc.                      持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 6社                      持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社                      会社名                      浜銀ファイナンス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 5社                      持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。                      なお、Hamagin Leasing (USA) Inc. は、清算により当中間連結会計年度より除外しております。</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。                      6月末日 1社                      9月末日 9社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。                      中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。                      9月末日 10社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。                      12月末日 1社                      3月末日 9社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。                      連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法を採用しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却を行っております。この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法を採用しております。</p> <p>無形固定資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 88,499 百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 86,391 百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 88,372 百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
			(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理
		(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は116百万円、特別損失は713百万円それぞれ増加し、経常利益は116百万円、税金等調整前中間純利益は829百万円それぞれ減少しております。	
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	(10) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同左	(10) リース取引の処理方法 同左
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関係数の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 178百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 33百万円(同前)であります。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関係数の検証により有効性の評価をすることとしております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関係数の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 26百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 0百万円(同前)であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>上記、以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
	(12)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12)消費税等の会計処理 同左	(12)消費税等の会計処理 同左
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 676,736百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び当中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 80百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は 716,481百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益( )」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益( )」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																										
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,361百万円及び出資金 1,202百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,198百万円、延滞債権額は 155,235百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,206百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,597百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 209,237百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,413百万円です。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>440,157百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>127,576百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>26,637百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 128,091百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 6,372百万円です。</p>	有価証券	440,157百万円	貸出金	127,576百万円	担保資産に対応する債務		預金	26,637百万円	<p>1. 有価証券には、非連結子会社の株式 35百万円及び出資金 968百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,533百万円、延滞債権額は 140,454百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,115百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 49,794百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 202,898百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、76,246百万円です。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>513,737百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>8,113百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>15,273百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び</td> <td>79,800百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,814百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 6,159百万円です。</p>	有価証券	513,737百万円	貸出金	8,113百万円	担保資産に対応する債務		預金	15,273百万円	コールマネー及び	79,800百万円	売渡手形		<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,708百万円及び出資金 1,043百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,755百万円、延滞債権額は 143,098百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,877百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 48,418百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 203,150百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、79,046百万円です。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>744,344百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>37,621百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 118,796百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 6,111百万円です。</p>	有価証券	744,344百万円	担保資産に対応する債務		預金	37,621百万円
有価証券	440,157百万円																											
貸出金	127,576百万円																											
担保資産に対応する債務																												
預金	26,637百万円																											
有価証券	513,737百万円																											
貸出金	8,113百万円																											
担保資産に対応する債務																												
預金	15,273百万円																											
コールマネー及び	79,800百万円																											
売渡手形																												
有価証券	744,344百万円																											
担保資産に対応する債務																												
預金	37,621百万円																											

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,794,970百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,238,811百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 103,805百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,806,811百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,215,697百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 217,706百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は247,733百万円であります。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,826,435百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,260,156百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,403百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 3百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は243,713百万円であります。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. その他経常収益には、株式等売却益 7,630百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却 11,657百万円及び貸倒引当金繰入額 3,848百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 4,717百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却 9,728百万円、貸倒引当金繰入額 1,924 百万円及び株式等償却 1,266百万円を含 んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 8,234百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却 19,777百万円及び株式等償却 738百万円 を含んでおります。

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,405,303	508	-	1,405,811	(注) 1
合計	1,405,303	508	-	1,405,811	
自己株式					
普通株式	522	6,670	5	7,186	(注) 2
合計	522	6,670	5	7,186	

(注) 1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 当中間連結会計期間中の変動事由は、自己株式取得のための市場買付並びに単元未満株式の買取請求及び買増請求によるものであります。

## 2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,643	9.0	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	4,895	利益剰余金	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,392,506	167	-	1,392,673	(注) 1
合計	1,392,506	167	-	1,392,673	
自己株式					
普通株式	230	22,604	13	22,821	(注) 2
合計	230	22,604	13	22,821	

(注) 1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 当中間連結会計期間中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付 22,489千株及び単元未満株式の買増請求 115千株によるものであります。また、当中間連結会計期間中の減少事由は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	9,049	6.5	平成19年3月31日	平成19年6月4日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	6,849	利益剰余金	5.0	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,405,303	1,203	14,000	1,392,506	(注) 1、2
合計	1,405,303	1,203	14,000	1,392,506	
自己株式					
普通株式	522	13,720	14,013	230	(注) 3
合計	522	13,720	14,013	230	

- (注) 1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による新株の発行によるものであります。
2. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。
3. 当連結会計年度中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付 13,456千株及び単元未満株式の買増請求 264千株によるものであります。また、当連結会計年度中の減少事由は、自己株式の消却 14,000千株及び単元未満株式の買増請求 13千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,643	9.0	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	4,895	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	9,049	利益剰余金	6.5	平成19年3月31日	平成19年6月4日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 364,972百万円 日本銀行以外への 預け金 60,348百万円 現金及び現金同等 物 304,623百万円	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 495,673百万円 日本銀行以外への 預け金 275,197百万円 現金及び現金同等 物 220,476百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 383,330百万円 日本銀行以外への 預け金 178,632百万円 現金及び現金同等 物 204,697百万円

(リース取引関係)  
(借手側)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>233百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>278百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>134百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>160百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>98百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>117百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>72百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>118百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>3百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		動産	233百万円	その他	45百万円	合計	278百万円	減価償却累計額相当額		動産	134百万円	その他	26百万円	合計	160百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	98百万円	その他	18百万円	合計	117百万円	1年内	45百万円	1年超	72百万円	合計	118百万円	支払リース料	29百万円	減価償却費相当額	25百万円	支払利息相当額	3百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>53百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>53百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>39百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>39百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>32百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>30百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>4百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>利息相当額の算定方法 同左</li> </ul> <p>同左</p>	取得価額相当額		動産	53百万円	その他	-百万円	合計	53百万円	減価償却累計額相当額		動産	14百万円	その他	-百万円	合計	14百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	39百万円	その他	-百万円	合計	39百万円	1年内	9百万円	1年超	22百万円	合計	32百万円	支払リース料	34百万円	減価償却費相当額	30百万円	支払利息相当額	4百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>312百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>357百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>156百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>30百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>187百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>155百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>169百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>57百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>112百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>170百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>59百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>7百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>同左</p>	取得価額相当額		動産	312百万円	その他	45百万円	合計	357百万円	減価償却累計額相当額		動産	156百万円	その他	30百万円	合計	187百万円	年度末残高相当額		動産	155百万円	その他	14百万円	合計	169百万円	1年内	57百万円	1年超	112百万円	合計	170百万円	支払リース料	59百万円	減価償却費相当額	52百万円	支払利息相当額	7百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	233百万円																																																																																																													
その他	45百万円																																																																																																													
合計	278百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	134百万円																																																																																																													
その他	26百万円																																																																																																													
合計	160百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	98百万円																																																																																																													
その他	18百万円																																																																																																													
合計	117百万円																																																																																																													
1年内	45百万円																																																																																																													
1年超	72百万円																																																																																																													
合計	118百万円																																																																																																													
支払リース料	29百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	25百万円																																																																																																													
支払利息相当額	3百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	53百万円																																																																																																													
その他	-百万円																																																																																																													
合計	53百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	14百万円																																																																																																													
その他	-百万円																																																																																																													
合計	14百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	39百万円																																																																																																													
その他	-百万円																																																																																																													
合計	39百万円																																																																																																													
1年内	9百万円																																																																																																													
1年超	22百万円																																																																																																													
合計	32百万円																																																																																																													
支払リース料	34百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	30百万円																																																																																																													
支払利息相当額	4百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	312百万円																																																																																																													
その他	45百万円																																																																																																													
合計	357百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	156百万円																																																																																																													
その他	30百万円																																																																																																													
合計	187百万円																																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																																														
動産	155百万円																																																																																																													
その他	14百万円																																																																																																													
合計	169百万円																																																																																																													
1年内	57百万円																																																																																																													
1年超	112百万円																																																																																																													
合計	170百万円																																																																																																													
支払リース料	59百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	52百万円																																																																																																													
支払利息相当額	7百万円																																																																																																													
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>61百万円</td></tr> </table>	1年内	20百万円	1年超	41百万円	合計	61百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>42百万円</td></tr> </table>	1年内	25百万円	1年超	17百万円	合計	42百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>43百万円</td></tr> </table>	1年内	22百万円	1年超	20百万円	合計	43百万円																																																																																										
1年内	20百万円																																																																																																													
1年超	41百万円																																																																																																													
合計	61百万円																																																																																																													
1年内	25百万円																																																																																																													
1年超	17百万円																																																																																																													
合計	42百万円																																																																																																													
1年内	22百万円																																																																																																													
1年超	20百万円																																																																																																													
合計	43百万円																																																																																																													

[次へ](#)

## (貸手側)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</li> </ul> <p>取得価額</p> <table data-bbox="571 421 938 510"> <tr><td>動産</td><td>184,714百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>21,140百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>205,854百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table data-bbox="571 539 938 629"> <tr><td>動産</td><td>114,141百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>13,314百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>127,456百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table data-bbox="571 658 938 748"> <tr><td>動産</td><td>70,572百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7,825百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>78,398百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table data-bbox="571 831 938 920"> <tr><td>1年内</td><td>23,521百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>54,472百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>77,993百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	184,714百万円	その他	21,140百万円	合計	205,854百万円	動産	114,141百万円	その他	13,314百万円	合計	127,456百万円	動産	70,572百万円	その他	7,825百万円	合計	78,398百万円	1年内	23,521百万円	1年超	54,472百万円	合計	77,993百万円	
動産	184,714百万円																									
その他	21,140百万円																									
合計	205,854百万円																									
動産	114,141百万円																									
その他	13,314百万円																									
合計	127,456百万円																									
動産	70,572百万円																									
その他	7,825百万円																									
合計	78,398百万円																									
1年内	23,521百万円																									
1年超	54,472百万円																									
合計	77,993百万円																									

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	17,933	17,779	154
地方債	24,873	24,391	481
社債	13,634	13,453	181
合計	56,441	55,624	817

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	150,518	241,939	91,420
債券	671,927	666,648	5,278
国債	519,294	515,102	4,192
地方債	46,744	46,463	280
社債	105,887	105,082	805
その他	321,341	319,368	1,972
合計	1,143,787	1,227,956	84,169

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、271百万円(うち、株式 271百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	91,814
その他有価証券	
事業債	150,075
信託受益権	51,302
非上場株式	14,009

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	34,902	34,955	53
地方債	35,142	34,963	179
社債	12,278	12,208	70
合計	82,324	82,127	197

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	155,636	246,252	90,615
債券	734,843	730,340	4,503
国債	513,458	509,855	3,603
地方債	53,083	52,886	196
社債	168,301	167,597	703
その他	288,214	287,096	1,118
合計	1,178,695	1,263,688	84,993

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,127百万円（うち、株式 1,127百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	69,501
その他有価証券	
事業債	197,876
信託受益権	69,087
非上場株式	12,190

前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	32,909	32,959	50	75	25
地方債	24,876	24,616	260	6	266
社債	13,547	13,422	125	-	125
合計	71,333	70,998	335	81	417

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	154,650	266,061	111,410	115,987	4,577
債券	972,687	967,231	5,455	423	5,878
国債	741,837	737,207	4,629	157	4,787
地方債	43,774	43,612	162	59	221
社債	187,075	186,412	663	206	869
その他	333,650	332,598	1,051	1,828	2,880
合計	1,460,988	1,565,892	104,903	118,239	13,336

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、515百万円（うち、株式 515百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	79,834
その他有価証券	
事業債	178,918
信託受益権	67,493
非上場株式	12,104

( 金銭の信託関係 )

前中間連結会計期間末 ( 平成18年 9月30日現在 )  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 ( 平成19年 9月30日現在 )  
該当事項はありません。

前連結会計年度末 ( 平成19年 3月31日現在 )  
該当事項はありません。

( その他有価証券評価差額金 )

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 ( 平成18年 9月30日現在 )

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 ( 百万円 )
評価差額	84,168
その他有価証券	84,168
( ) 繰延税金負債	34,200
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	49,968
( ) 少数株主持分相当額	151
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	172
その他有価証券評価差額金	49,989

( 注 ) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 ( 平成19年 9月30日現在 )

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 ( 百万円 )
評価差額	84,993
その他有価証券	84,993
( ) 繰延税金負債	31,594
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	53,399
( ) 少数株主持分相当額	157
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	53,242

( 注 ) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金 ( 平成19年 3月31日現在 )

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 ( 百万円 )
評価差額	104,901
その他有価証券	104,901
( ) 繰延税金負債	39,417
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	65,483
( ) 少数株主持分相当額	250
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	223
その他有価証券評価差額金	65,457

( 注 ) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)  
前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	4,966	0	0
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	4,637,501	3,310	3,625
	金利オプション	-	-	-
	その他	115,622	571	1,561
	合計	-	2,739	5,186

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	316,518	777	777
	為替予約	120,304	13	13
	通貨オプション	48,259	28	153
	その他	-	-	-
	合計	-	819	944

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

4. 債券関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,408	7	7
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	7	7

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引 (平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	5,077,186	4,196	4,222
	金利オプション	-	-	-
	その他	99,369	437	1,613
	合計	-	3,759	5,835

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として当中間連結会計期間末までに期間配分いたしました。

3. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	341,491	1,830	1,830
	為替予約	514,284	39	39
	通貨オプション	60,680	9	303
	その他	-	-	-
	合計	-	1,879	2,174

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	2,562	1	1
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	1	1

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

前連結会計年度末

1. 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	4,915,205	2,955	3,269
	金利オプション	-	-	-
	その他	106,536	480	1,619
	合計	-	2,474	4,888

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	293,070	1,382	1,382
	為替予約	377,747	44	44
	通貨オプション	52,393	1	247
	その他	-	-	-
	合計	-	1,340	1,586

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	8,585	0	0
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	0	0

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当行取締役10名、当 行使用人で執行役員た る地位にある者6名	当行取締役8名、当 行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、 参与、副参与、参事 (部店長級)並びに連 結子会社に出向してい る参与、副参与の資格 を有する使用人275名	当行取締役8名、当 行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、 参与、副参与、参事並 びに連結子会社に出向 している参与、副参 与、参事の資格を有す る者のうち、連結子会 社の役付役員である使 用人252名	当行取締役8名、使 用人180名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式310,000株	普通株式1,504,000株	普通株式1,489,000株	普通株式1,473,000株
付与日	平成11年7月21日	平成12年7月7日	平成13年7月6日	平成14年7月5日
権利確定条件	被付与者が取締役又は 使用人の地位を失った 後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場 合には相続人が行使可 能。 その他の条件は当行と 被付与者との間で締結 する契約に定める。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで
権利行使価格 (円)	369	498	502	520
付与日における公 正な評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当行取締役 8名、 使用人 186名	当行取締役 8名、 使用人 280名	当行取締役 7名、 使用人 455名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 1,407,000株	普通株式 2,186,000株	普通株式 4,379,000株
付与日	平成15年7月7日	平成16年7月6日	平成17年7月7日
権利確定条件	被付与者が取締役又は 使用人の地位を失った 後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場 合には相続人が行使可 能。 その他の条件は当行と 被付与者との間で締結 する契約に定める。	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
権利行使価格 (円)	437	624	648
付与日における公 正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び経常利益の合計額に占める「銀行業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## ( 1株当たり情報 )

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	483.80	519.70	514.61
1株当たり中間(当期)純利益	円	22.34	24.97	47.41
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	22.29	24.92	47.28

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	31,333	34,645	66,289
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	31,333	34,645	66,289
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	1,401,972	1,387,179	1,398,187
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	-
普通株式増加数	千株	3,746	2,986	3,747
新株予約権	千株	2,865	2,399	2,913
新株引受権	千株	880	587	833
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左	同左

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	721,593	757,355	761,677
純資産の部の合計額から控除す る金額	百万円	44,936	45,430	45,187
少数株主持分	百万円	44,936	45,430	45,187
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額	百万円	676,657	711,924	716,489
1株当たり純資産額の算定に用 いられた中間期末(期末)の普 通株式の数	千株	1,398,624	1,369,851	1,392,275

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
現金預け金		364,971	3.47	492,335	4.43	383,329	3.46
コールローン		-	-	92,611	0.83	204,354	1.84
買入金銭債権		295,390	2.81	293,974	2.64	317,603	2.87
特定取引資産		69,301	0.66	58,297	0.52	82,437	0.74
有価証券	1,7,14	1,307,060	12.45	1,413,199	12.71	1,668,026	15.05
貸出金	2,3,4, 5,6,7,8	8,133,184	77.47	8,447,762	75.95	8,114,450	73.24
外国為替	6	4,058	0.04	4,904	0.04	4,399	0.04
その他資産	7	105,224	1.00	99,379	0.89	87,146	0.79
有形固定資産	9,10, 13	135,873	1.29	135,159	1.22	135,117	1.22
無形固定資産		12,545	0.12	13,425	0.12	13,391	0.12
繰延税金資産		1,725	0.02	5,637	0.05	-	-
支払承諾見返		119,386	1.14	111,863	1.01	117,086	1.06
貸倒引当金		49,740	0.47	46,096	0.41	47,392	0.43
資産の部合計		10,498,980	100.00	11,122,456	100.00	11,079,951	100.00
<b>(負債の部)</b>							
預金	7	9,300,356	88.58	9,654,952	86.81	9,827,028	88.69
譲渡性預金		75,619	0.72	170,852	1.54	69,894	0.63
コールマネー	7	21,037	0.20	213,600	1.92	132,391	1.20
特定取引負債		2,896	0.03	2,418	0.02	2,669	0.03
借入金	11	57,363	0.54	91,635	0.82	43,648	0.39
外国為替		188	0.00	131	0.00	36	0.00
社債	12	40,000	0.38	40,000	0.36	40,000	0.36
その他負債		182,517	1.74	102,518	0.92	102,173	0.92
役員賞与引当金		-	-	-	-	80	0.00
役員退職慰労引当金		-	-	829	0.01	-	-
繰延税金負債		-	-	-	-	6,427	0.06
再評価に係る繰延税金負債	13	22,730	0.22	22,333	0.20	22,363	0.20
支払承諾		119,386	1.14	111,863	1.01	117,086	1.06
負債の部合計		9,822,095	93.55	10,411,136	93.61	10,363,799	93.54
<b>(純資産の部)</b>							
資本金		215,305	2.05	215,526	1.94	215,481	1.94
資本剰余金		176,925	1.69	177,142	1.59	177,097	1.60
資本準備金		176,921		177,142		177,097	
その他資本剰余金		3		-		-	
利益剰余金		209,102	1.99	251,845	2.26	226,758	2.05
利益準備金		38,383		38,384		38,383	
その他利益剰余金		170,719		213,461		188,374	
固定資産圧縮積立金		1,001		1,370		1,370	
別途積立金		118,234		118,234		118,234	
繰越利益剰余金		51,483		93,856		68,770	
自己株式		6,564	0.06	18,231	0.16	205	0.00
株主資本合計		594,769	5.67	626,283	5.63	619,132	5.59
その他有価証券評価差額金		49,688	0.47	53,111	0.48	65,039	0.58
繰延ヘッジ損益		79	0.00	1	0.00	8	0.00
土地再評価差額金	13	32,507	0.31	31,927	0.28	31,972	0.29
評価・換算差額等合計		82,116	0.78	85,036	0.76	97,019	0.87
純資産の部合計		676,885	6.45	711,320	6.39	716,152	6.46
負債及び純資産の部合計		10,498,980	100.00	11,122,456	100.00	11,079,951	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益	1	122,938	100.00	141,865	100.00	255,361	100.00
資金運用収益		87,532		107,158		184,027	
(うち貸出金利息)		(77,118)		(89,771)		(160,185)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,614)		(8,134)		(14,427)	
役務取引等収益		22,404		23,638		48,841	
特定取引収益		407		533		884	
その他業務収益		3,885		4,411		10,744	
その他経常収益		8,707		6,123		10,862	
経常費用	2 3	72,548	59.01	86,051	60.66	148,499	58.15
資金調達費用		6,626		18,661		18,280	
(うち預金利息)		(4,184)		(12,892)		(12,058)	
役務取引等費用		5,120		5,329		12,286	
特定取引費用		39		4		36	
その他業務費用		239		1,517		2,133	
営業経費		45,476		49,135		92,742	
その他経常費用		15,045		11,403		23,020	
経常利益		50,390	40.99	55,814	39.34	106,861	41.85
特別利益		1,801	1.47	1,625	1.15	3,678	1.44
特別損失		377	0.31	1,018	0.72	1,601	0.63
税引前中間(当期)純利益		51,814	42.15	56,420	39.77	108,938	42.66
法人税、住民税及び事業税		18,492	15.04	26,704	18.82	38,482	15.07
法人税等調整額		2,028	1.65	4,375	3.08	4,654	1.82
中間(当期)純利益		31,294	25.46	34,092	24.03	65,800	25.77

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本										自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日 残高 （百万円）	215,179	176,795	3	176,798	38,383	1,457	90,234	60,417	190,492	471	581,998	
中間会計期間中の変動額												
新株の発行	126	126		126							253	
剰余金の配当（注）								12,643	12,643		12,643	
役員賞与（注）								48	48		48	
利益準備金の積立（注）					0			0	-		-	
固定資産圧縮積立金の取崩（注）						455		455	-		-	
別途積立金の積立（注）							28,000	28,000	-		-	
中間純利益								31,294	31,294		31,294	
自己株式の取得										6,098	6,098	
自己株式の処分			0	0						5	5	
土地再評価差額金の取崩								8	8		8	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 （純額）												
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	126	126	0	126	0	455	28,000	8,934	18,610	6,092	12,770	
平成18年9月30日 残高 （百万円）	215,305	176,921	3	176,925	38,383	1,001	118,234	51,483	209,102	6,564	594,769	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 （百万円）	66,030	-	32,516	98,546	680,544
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					253
剰余金の配当（注）					12,643
役員賞与（注）					48
利益準備金の積立（注）					-
固定資産圧縮積立金の取崩（注）					-
別途積立金の積立（注）					-
中間純利益					31,294
自己株式の取得					6,098
自己株式の処分					5
土地再評価差額金の取崩					8
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 （純額）	16,341		8	16,429	16,429
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	16,341		8	16,429	3,659
平成18年9月30日 残高 （百万円）	49,688		32,507	82,116	676,885

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							
		資本準備 金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計			
						固定資産 圧縮積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	-	177,097	38,383	1,370	118,234	68,770	226,758	205	619,132	
中間会計期間中の変動額												
新株の発行	45	45		45							90	
剰余金の配当								9,049	9,049		9,049	
利益準備金の積立					0			0	-		-	
中間純利益								34,092	34,092		34,092	
自己株式の取得										18,037	18,037	
自己株式の処分								0	0	11	11	
土地再評価差額金の取崩								44	44		44	
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 （純額）												
中間会計期間中の変動額合 計 （百万円）	45	45	-	45	0	-	-	25,086	25,086	18,025	7,151	
平成19年9月30日 残高 （百万円）	215,526	177,142	-	177,142	38,384	1,370	118,234	93,856	251,845	18,231	626,283	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成19年3月31日 残高 （百万円）	65,039	8	31,972	97,019	716,152
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					90
剰余金の配当					9,049
利益準備金の積立					-
中間純利益					34,092
自己株式の取得					18,037
自己株式の処分					11
土地再評価差額金の取崩					44
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 （純額）	11,927	10	44	11,982	11,982
中間会計期間中の変動額合 計 （百万円）	11,927	10	44	11,982	4,831
平成19年9月30日 残高 （百万円）	53,111	1	31,927	85,036	711,320

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	215,179	176,795	3	176,798	38,383	1,457	90,234	60,417	190,492	471	581,998
事業年度中の変動額											
新株の発行	302	302		302							604
剰余金の配当(注)								12,643	12,643		12,643
剰余金の配当								4,895	4,895		4,895
役員賞与(注)								48	48		48
利益準備金の積立(注)					0			0	-		-
利益準備金の積立					0			0	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩(注)						455		455	-		-
固定資産圧縮積立金の積立						425		425	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						57		57	-		-
別途積立金の積立(注)							28,000	28,000	-		-
当期純利益								65,800	65,800		65,800
自己株式の取得										12,240	12,240
自己株式の処分			0	0						12	12
自己株式の消却			3	3				12,491	12,491	12,494	-
土地再評価差額金の取崩								544	544		544
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計 (百万円)	302	302	3	298	0	86	28,000	8,352	36,266	266	37,133
平成19年3月31日 残高 (百万円)	215,481	177,097	-	177,097	38,383	1,370	118,234	68,770	226,758	205	619,132

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	66,030	-	32,516	98,546	680,544
事業年度中の変動額					
新株の発行					604
剰余金の配当(注)					12,643
剰余金の配当					4,895
役員賞与(注)					48
利益準備金の積立(注)					-
利益準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩(注)					-
固定資産圧縮積立金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
別途積立金の積立(注)					-
当期純利益					65,800
自己株式の取得					12,240
自己株式の処分					12
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取崩					544
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	991	8	544	1,526	1,526
事業年度中の変動額合計 (百万円)	991	8	544	1,526	35,607
平成19年3月31日 残高 (百万円)	65,039	8	31,972	97,019	716,152

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	同左	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却を行っております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5.繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左	同左
6.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は78,664百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は76,505百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は78,438百万円であります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理
		(3) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は116百万円、特別損失は713百万円それぞれ増加し、経常利益は116百万円、税引前中間純利益は829百万円それぞれ減少しております。	
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は178百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は33百万円(同前)であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は26百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は0百万円(同前)であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は676,965百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は80百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は716,143百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 5,758百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,198百万円、延滞債権額は157,865百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,206百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,932百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は211,202百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,413百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 440,157百万円 貸出金 127,576百万円 担保資産に対応する債務 預金 26,637百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,091百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は6,370百万円あります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 9,456百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,488百万円、延滞債権額は139,477百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,115百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,276百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は201,358百万円あります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、76,246百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 513,737百万円 貸出金 8,113百万円 担保資産に対応する債務 預金 15,273百万円 コールマネー 79,800百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,814百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は6,004百万円あります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 5,591百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,729百万円、延滞債権額は114,602百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,877百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,912百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は204,122百万円あります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、79,046百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 744,344百万円 担保資産に対応する債務 預金 37,621百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券118,796百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は6,108百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,800,245百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,244,086百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 102,486百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,858,089百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,266,975百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 102,030百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金41,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円</p> <p>14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は247,733百万円です。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,830,569百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,264,290百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 101,096百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当事業年度圧縮記帳額 3百万円)</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金43,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円</p> <p>14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は243,713百万円です。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 7,119百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物・動産</td> <td style="text-align: right;">2,491百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,945百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却9,636百万円及び貸倒引当金繰入額3,084百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	2,491百万円	その他	1,945百万円	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 4,616百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,972百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,275百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却8,207百万円及び株式等償却1,149百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	2,972百万円	無形固定資産	2,275百万円	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 7,660百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">5,317百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,929百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却16,001百万円及び貸倒引当金繰入額3,185百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	5,317百万円	無形固定資産	3,929百万円
建物・動産	2,491百万円													
その他	1,945百万円													
有形固定資産	2,972百万円													
無形固定資産	2,275百万円													
有形固定資産	5,317百万円													
無形固定資産	3,929百万円													

[次へ](#)

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	522	6,670	5	7,186	(注)
合計	522	6,670	5	7,186	

(注) 当中間会計期間中の変動事由は、自己株式取得のための市場買付並びに単元未満株式の買取請求及び買増請求によるものであります。

2. 前事業年度における「動産不動産圧縮積立金」は、「固定資産圧縮積立金」として表示しております。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	230	22,604	13	22,821	(注)
合計	230	22,604	13	22,821	

(注) 当中間会計期間中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付22,489千株及び単元未満株式の買取請求115千株によるものであります。また、当中間会計期間中の減少事由は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	522	13,720	14,013	230	(注)
合計	522	13,720	14,013	230	

(注) 当事業年度中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付13,456千株及び単元未満株式の買取請求264千株によるものであります。また、当事業年度中の減少事由は、自己株式の消却14,000千株及び単元未満株式の買増請求13千株によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td colspan="2">動産</td></tr> <tr><td>取得価額相当額</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td>24百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="1"> <tr><td>1年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19百万円</td></tr> </table> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="1"> <tr><td>支払リース料</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table border="1"> <tr><td>1年内</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>61百万円</td></tr> </table> </ul>	動産		取得価額相当額	34百万円	減価償却累計額相当額	10百万円	中間会計期間末残高相当額	24百万円	1年内	5百万円	1年超	14百万円	合計	19百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	2百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	20百万円	1年超	41百万円	合計	61百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td colspan="2">動産</td></tr> <tr><td>取得価額相当額</td><td>118百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td>94百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="1"> <tr><td>1年内</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>88百万円</td></tr> </table> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="1"> <tr><td>支払リース料</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>利息相当額の算定方法 同左</li> </ul> <p>同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table border="1"> <tr><td>1年内</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>42百万円</td></tr> </table> </ul>	動産		取得価額相当額	118百万円	減価償却累計額相当額	24百万円	中間会計期間末残高相当額	94百万円	1年内	21百万円	1年超	67百万円	合計	88百万円	支払リース料	11百万円	減価償却費相当額	10百万円	支払利息相当額	2百万円	1年内	25百万円	1年超	17百万円	合計	42百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td colspan="2">動産</td></tr> <tr><td>取得価額相当額</td><td>114百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td>97百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> <table border="1"> <tr><td>1年内</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>72百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>92百万円</td></tr> </table> <li>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="1"> <tr><td>支払リース料</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>利息相当額の算定方法 同左</li> </ul> <p>同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table border="1"> <tr><td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>43百万円</td></tr> </table> </ul>	動産		取得価額相当額	114百万円	減価償却累計額相当額	17百万円	期末残高相当額	97百万円	1年内	19百万円	1年超	72百万円	合計	92百万円	支払リース料	10百万円	減価償却費相当額	9百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	22百万円	1年超	20百万円	合計	43百万円
動産																																																																																
取得価額相当額	34百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	10百万円																																																																															
中間会計期間末残高相当額	24百万円																																																																															
1年内	5百万円																																																																															
1年超	14百万円																																																																															
合計	19百万円																																																																															
支払リース料	2百万円																																																																															
減価償却費相当額	2百万円																																																																															
支払利息相当額	0百万円																																																																															
1年内	20百万円																																																																															
1年超	41百万円																																																																															
合計	61百万円																																																																															
動産																																																																																
取得価額相当額	118百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	24百万円																																																																															
中間会計期間末残高相当額	94百万円																																																																															
1年内	21百万円																																																																															
1年超	67百万円																																																																															
合計	88百万円																																																																															
支払リース料	11百万円																																																																															
減価償却費相当額	10百万円																																																																															
支払利息相当額	2百万円																																																																															
1年内	25百万円																																																																															
1年超	17百万円																																																																															
合計	42百万円																																																																															
動産																																																																																
取得価額相当額	114百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	17百万円																																																																															
期末残高相当額	97百万円																																																																															
1年内	19百万円																																																																															
1年超	72百万円																																																																															
合計	92百万円																																																																															
支払リース料	10百万円																																																																															
減価償却費相当額	9百万円																																																																															
支払利息相当額	1百万円																																																																															
1年内	22百万円																																																																															
1年超	20百万円																																																																															
合計	43百万円																																																																															

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)  
該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)  
該当事項はありません。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)  
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成19年11月16日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・6,849百万円

1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第146期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出  |
| (2) 訂正発行登録書<br>平成18年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。            | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出  |
| (3) 自己株券買付状況報告書  | 平成19年4月3日<br>平成19年5月2日<br>平成19年6月4日<br>平成19年7月11日<br>平成19年8月3日<br>平成19年9月4日<br>平成19年10月2日<br>平成19年11月2日<br>平成19年12月3日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月5日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月5日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第147期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。